

変更概要

_____は、変更箇所及び追加箇所を示す。

事項		旧					新					摘要		
名称		村山工場跡地地区地区計画					村山工場跡地地区地区計画					変更なし		
位置※		武蔵村山市榎一丁目地内					武蔵村山市榎一丁目地内					変更なし		
面積※		約 91.0ha					約 91.0ha					変更なし		
再開発等促進区	位置	武蔵村山市榎一丁目地内					武蔵村山市榎一丁目地内					変更なし		
	面積	約 2.2ha					約 2.2ha					変更なし		
	主要な公共施設の配置及び規模※	名称	幅員	延長	面積	備考	名称	幅員	延長	面積	備考	変更なし		
		主要区画道路 2号	0m~4.7m (10m~20m)	約 134m (約 1,285m)	—	新設 ()内は立川市域を含めた全体を表す	主要区画道路 2号	0m~4.7m (10m~20m)	約 134m (約 1,285m)	—	既設 ()内は立川市域を含めた全体を表す	整備済みのため既設に変更		
地区整備計画	位置	武蔵村山市榎一丁目地内					武蔵村山市榎一丁目地内					変更なし		
	面積	約 70.0ha					約 70.0ha					変更なし		
	地区施設の配置及び規模	道路	種類	名称	幅員	延長	面積	備考	名称	幅員	延長	面積	備考	変更なし
			地区幹線道路 1号※	20m	約 740m	—	新設	地区幹線道路 1号※	20m	約 350m	—	既設	都市計画道路変更に伴い一部削除	
			地区幹線道路 2号※	20m	約 480m	—	新設	—	—	—	—	—	都市計画道路変更に伴い削除	
			地区幹線道路 3号※	20m	約 610m	—	新設	地区幹線道路 3号※	20m	約 610m	—	既設	整備済みのため既設に変更	
			地区幹線道路 4号※	20m	約 195m	—	新設	地区幹線道路 4号※	20m	約 195m	—	既設	整備済みのため既設に変更	
			—	—	—	—	—	地区幹線道路 8号※	20m	約 365m	—	既設	都市計画道路変更に伴い追加	
			主要区画道路 1号※	12m	約 670m	—	新設 一部現道拡幅	主要区画道路 1号※	12m	約 265m	—	既設	都市計画道路変更に伴い一部削除	
—			—	—	—	—	主要区画道路 4号※	12m	約 380m	—	既設	都市計画道路変更に伴い追加		

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園	公園 1 号	—	—	約 1.0ha	新設	公園 1 号	—	—	約 1.0ha	既設	整備済みのため既設に変更
		その他の公共空地	歩道状空地 1 号	3m	約 260m	—	新設	歩道状空地 1 号	3m	約 260m	—	既設	整備済みのため既設に変更
			歩道状空地 2 号	3m	約 150m	—	新設	歩道状空地 2 号	3m	約 150m	—	既設	整備済みのため既設に変更
			歩道状空地 3 号	3m	約 80m	—	新設	歩道状空地 3 号	3m	約 80m	—	既設	整備済みのため既設に変更
			緑地 1 号	—	—	約 750 m ²	新設	緑地 1 号	—	—	約 750 m ²	既設	整備済みのため既設に変更
			歩行者通路 1 号	4m	約 450m	—	新設 一部建物内(幅員:8m)概略的配置を示す	歩行者通路 1 号	4m	約 450m	—	既設 一部建物内(幅員:8m)概略的配置を示す	整備済みのため既設に変更
			歩行者通路 2 号	4m	約 350m	—	新設 一部建物内(幅員:8m)概略的配置を示す	歩行者通路 2 号	4m	約 350m	—	既設 一部建物内(幅員:8m)概略的配置を示す	整備済みのため既設に変更
			交通プラザ	—	—	約 2,400 m ²	新設 概略的配置を示す	交通プラザ	—	—	約 2,400 m ²	既設 概略的配置を示す	整備済みのため既設に変更
			建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A 地区	D 地区	E 1 地区	F 地区	A 地区	D 地区	E 1 地区	F 地区
		面積			約 5.7ha	約 38.4ha	約 1.6ha	約 13.4ha	約 5.7ha	約 38.4ha	約 1.6ha	約 13.4ha	変更なし
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第 2 (イ) 項第 1 号から第 5 号まで、(ハ) 項第 2 号、(ニ) 項第 2 号及び	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第 2 (ニ) 項第 5 号に規定する自動車教習所及び第 6 号に規定する畜舎 ② 建築基準法別表第 2 (ヘ) 項		建築基準法別表第 2 (ヌ) 項(平成 30 年 4 月 1 日以降は(ヌ) 項を(ル) 項と読み替える。)第 2 号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は建築してはならない。	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第 2 (イ) 項第 1 号から第 5 号まで、(ハ) 項第 2 号及び第 5 号、(ホ) 項第 2 号、(ヘ) 項第	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第 2 (イ) 項第 1 号から第 5 号まで、(ハ) 項第 2 号、(ニ) 項第 2 号及び	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第 2 (ニ) 項第 5 号に規定する自動車教習所及び第 6 号に規定する畜舎 ② 建築基準法別表第 2 (ヘ) 項	建築基準法別表第 2 (ロ) 項第 2 号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は建築してはならない。	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第 2 (イ) 項第 1 号から第 5 号まで、(ハ) 項第 2 号及び第 5 号、(ホ) 項第 2 号、(ヘ) 項第	字句整理			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>第5号、(ほ)項第2号、(へ)項第5号並びに(ち)項(平成30年4月1日以降は(ち)項を(り)項と読み替える。)第2号及び第3号に規定するもの</p> <p>② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p>	<p>第5号に規定する倉庫業を営む倉庫</p> <p>③ 建築基準法別表第2(ぬ)項(平成30年4月1日以降は(ぬ)項を(る)項と読み替える。)第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>		<p>5号並びに(ち)項(平成30年4月1日以降は(ち)項を(り)項と読み替える。)第2号及び第3号に規定するもの</p> <p>② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p>	<p>第5号、(ほ)項第2号、(へ)項第5号並びに(り)項第2号及び第3号に規定するもの</p> <p>② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p>	<p>第5号に規定する倉庫業を営む倉庫</p> <p>③ 建築基準法別表第2(る)項第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>		<p>5号並びに(り)項第2号及び第3号に規定するもの</p> <p>② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p>	字句整理
--------	------------	------------	---	--	--	--	---	--	--	--	------